

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成27年10月1日号）

【今号の内容】

- 労働教育講座「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」を開催します
- 労働教育講座「快適な職場環境の形成に向けて」を開催します
- 「労使協調人材育成・活用推進事業に係るセミナー」を開催します
- 「労働者派遣法に関する説明会」を開催します
- 「栃木県男女共同参画フォーラム2015」を開催します
- 「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を開催します
- 労働者派遣法の改正について
- 同一労働同一賃金推進法（労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律）の制定について
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！
- 事業主の方に骨髄バンクドナー休暇制度に関するお願いです
- 全国労働衛生週間
- 最低賃金の改定
- 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
- 過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置
- 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です
- 10月は「中退共制度加入促進強化月間」です
- 毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」です！

---

労働教育講座「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」を開催します

---

足利労政事務所では、労働教育講座「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」を開催します。女性の活躍を推進する観点から、事例に基づき具体的実現方法を提案します。

- 1 日時 平成27年10月29日（木）13：30～16：30
- 2 場所 県庁足利庁舎 4階 会議室  
（足利市伊勢町4-19）
- 3 講師 ㈱ゆいアソシエイツ  
代表取締役 油井 文江 氏
- 4 定員 80名（先着順）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f60/kouhou/h27roudoukouza.html>

---

労働教育講座「快適な職場環境の形成に向けて」を開催します

---

小山労政事務所では、労働教育講座「快適な職場環境の形成に向けて」を開催します。従業員のパフォーマンス改善に不可欠な職場環境改善の方法について、県内の具体的な事例をもとに解説します。

- 1 日時 平成27年10月30日(金) 13:30～16:30
- 2 場所 県庁小山庁舎 本館4階 大会議室  
(小山市犬塚3-1-1)
- 3 講師 池田功社労法務事務所代表  
特定社会保険労務士 池田 功 氏
- 4 定員 100名(先着順)

申込方法等の詳細は、こちら(↓)を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f58/kouhou/kyouikukouza27.html>

---

「労使協調人材育成・活用推進事業に係るセミナー」を開催します

---

県では、労働力人口の減少が見込まれる中、限られた人材を最大限活用することにより、地域経済の活性化と雇用の安定を図ることを目的として、労使協調による人材の育成と活用を推進するためのセミナーを開催します。

- 1 日時 平成27年11月12日(木) 10:00～16:30
- 2 場所 ララカフェ研修室  
(宇都宮市下荒針町3473-23)
- 3 テーマ 人事労務実務基礎セミナー
- 4 講師 (公財)日本生産性本部  
認定経営コンサルタント 村上 和成 氏
- 5 参加費 無料  
(なお、ご希望の方には、1,000円の御負担で昼食を別途御用意いたします。)

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/rousikyoutyoujinnzaiikuseikatuyou.html>

---

「労働者派遣法に関する説明会」を開催します

---

栃木労働局では、労働者派遣法(主に、労働契約申込みみなし制度、改正労働者派遣法について)に関する説明会を開催します。

- 1 日時 平成27年10月28日(水) 14:00～16:00
- 2 場所 宇都宮市文化会館 大ホール  
(宇都宮市明保野町7-66)

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/tochigi-roudoukyoku/event/antei/20150916hakenhousetumeikai2.pdf>

---

「栃木県男女共同参画フォーラム2015」を開催します

---

- 1 日時 平成27年11月12日(木) 13:00～17:00
- 2 場所 とちぎ男女共同センター ホール
- 3 内容
  - ① TOCHIGIで輝く☆「働くウーマン」プロジェクト2015報告会  
13:00～13:30
  - ② 基調講演 13:35～14:40  
タイトル:「女性はもっと活躍できる！」  
講師:(公財)21世紀職業財団会長  
岩田 喜美枝氏
  - ③ パネルディスカッション 14:50～15:50  
タイトル:  
「栃木で輝くためのSUGGESTION(提案)」  
コーディネーター兼パネリスト:  
岩田 喜美枝氏  
パネリスト:  
(株)下野新聞社教育支援部長  
岩村 由紀乃氏

キリンビールマーケティング(株)栃木支社長  
神元 佳子氏  
森山産業(株)理事 仲澤 佳子氏

④ 交流会 16:00～17:00 ※女性限定

4 参加対象

企業・自治体・団体等で働く女性（男性も可）

※ ④の交流会のみ、女性限定となります。

5 定員 150名（要事前申込）

6 参加費 無料（※④の交流会のみ、参加費500円）

7 一時保育 あり（満6ヶ月～未就学児まで）

1人1回200円、一時保育申込〆切は10/30（金）

8 申込〆切 平成27年11月11日（水）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

[http://www.parti.jp/kouza/index\\_01.html](http://www.parti.jp/kouza/index_01.html)

とちぎ男女共同参画センター  
事業推進課（028-665-8323）

---

「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を開催します

---

独立行政法人国立女性教育会館では、「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を開催します。

セミナーでは、組織内における男女共同参画の推進やダイバーシティの本質について学びます。

1 日時 平成27年10月15日（木）13:00～18:30

同年10月16日（金）9:00～15:00

1泊2日※日帰りも可

2 会場 1日目：放送大学東京文京学習センター

（東京都文京区大塚3-29-1）

2日目：国立女性教育会館

（埼玉県比企郡嵐山町菅谷728）

3 参加者

企業におけるダイバーシティの推進者、管理職及びリーダー

4 定員 80名

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

---

## 労働者派遣法の改正について

---

派遣労働という働き方及びその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定及びキャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正され、平成27年9月30日から施行されました。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 労働者派遣事業は、許可制に一本化されます。
2. 派遣元事業主に、派遣労働者の雇用安定措置及びキャリアアップのための措置を講じる義務が課されます。
3. 施行日以後に締結又は更新される労働者派遣契約では、全ての業務に対して、次の2種類の制限が適用されます。
  - (1) 同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。
  - (2) 同一の派遣労働者を派遣先の事業所における同一の組織単位（いわゆる「課」など）に対し派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386.html>

---

## 同一労働同一賃金推進法（労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律）の制定について

---

雇用形態による労働者の待遇や雇用の安定性についての格差を是正するため、「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律」が制定され、一部を除き、平成27年9月16日から施行されました。

これにより、政府は、派遣従業員と直接雇用従業員との間において、その業務の内容及び業務に伴う責任の程度等に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇（賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用

等)の実現を図るための措置を講じることとなります。

---

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）  
などが10月から順次施行されます！

---

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月1日から順次施行されます。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 円滑な就職実現等に向けた取組の促進
  - ①関係者の責務の明確化等
  - ②適職選択のための取組促進
  - ③職業能力の開発・向上及び自立の支援 など
2. 職業能力の開発・向上の支援
  - ①ジョブカード(職務経歴等記録書)の普及・促進
  - ②キャリアコンサルタントの登録制の創設
  - ③対人サービス分野等を対象にした技能検定制度の整備

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

---

事業主の方に骨髄バンクドナー休暇制度に関するお願いです

---

ドナーが安心して骨髄又は末梢血幹細胞を提供できるよう、ドナー休暇制度（骨髄提供のための有給休暇制度）の導入に御協力ください！

骨髄バンクを介して骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合、採取後の健康診断に至るまで、何回か病院に出向く必要があります。

ドナー登録から提供までに必要な期間は10日程度となっており、この10日間程度の休暇は、ドナーにとって大きな負担となります。

ドナー休暇制度によるバックアップがないために、登録したくてもできない、提供したくてもできないという方がたくさんいます。

ドナー休暇制度は、ドナーが提供等に必要な休暇を制度化するもので、ここ数年、企業・団体での導入も少しずつ増えてきています。

ドナー休暇制度導入企業・団体については、日本骨髄バンクのホームページで紹介されています。

<http://www.jmdp.or.jp/>

---

## 全国労働衛生週間

---

厚生労働省では、10月1日から1週間を「全国労働衛生週間」と定め、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保を図る機会としています。

【平成27年度「全国労働衛生週間」スローガン】

「職場発！ 心と体の健康チェック

はじまる 広がる 健康職場」

これを機に、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指しましょう！

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/roudouisei.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000091153.html>

---

## 最低賃金の改定

---

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

栃木県最低賃金が平成27年10月1日から、次のとおり改正されました。

### 【改正後の地域別最低賃金】

時間額：751円

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話：028-634-9109）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kantoku/list.html>

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/chingin/1285919248056.html>

---

### 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

---

事業場内の最も低い時間給(800円未満)を、引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率増進に資する取組を支援します。

#### 【支給要件】

- (1) 賃金引上計画の策定  
事業場内で最も低い時間給を40円以上引上げ  
(就業規則等に規定)
- (2) 引上げ後の賃金支払実績
- (3) 業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取
- (4) 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと等

#### 【支給額】

支給の要件(4)の経費の2分の1。

ただし、企業規模30人以下の事業場は4分の3。

(上限100万円)

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（電話：028-634-9109）にお問い合わせください。

<http://pc.saiteichingin.info/chusyo/kobetu.html>

---

過重労働による健康障害を防止するために事業者が講

## すべき措置

---

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。

厚生労働省では、過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として、事業者が講ずべき措置を定め、公表しています。

### 【内容】

- 1 時間外・休日労働の削減
- 2 年次有給休暇の取得促進
- 3 労働時間等の設定の改善
- 4 労働者の健康管理に係る措置の徹底

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/10/h1024-4b.html>

---

## 10月は年次有給休暇取得促進期間です

---

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、広報活動を行います。

1. 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。  
労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日)+1日以上 of 休暇を実施しましょう。
2. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう  
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が8.1ポイント高くなっています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000059344.html>

---

10月は「中退共制度加入促進強化月間」です

---

勤労者退職金共済機構では、中退共制度の一層の加入促進を図るため、毎年10月1日から31日までの期間を「中退共制度加入促進強化月間」としています。

中小企業退職金共済制度とは

1 安全

国の制度だから安心です。新規加入や掛金増額の際は、掛金の一部を国が助成します。

2 有利

掛金は全額非課税です。手数料もかかりません。

3 簡単

社外積立なので管理も簡単です。納付状況や退職金試算額を事業主宛てお知らせします。

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/osirase/osirase03.html>

---

毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」です！

---

家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身につけ、人格を形成する上で大きな役割を担う大切な場です。

そこで、家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

**【家庭では】**

- 話し合しましょう
- 一緒に食事をしましょう
- 出かけましょう
- 地域行事に参加しましょう
- 良い本を読みましょう

**【職場では】**

- 子どもの学校行事に参加しやすいような職場の雰囲気づくりに努めましょう
- 運動会など家族そろって参加できる行事を実施し

ましよう  
○定期的にノー残業デーを実施するなど、家族団ら  
んのきっかけづくりを支援しましょう

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/life/seishounen/seishounen/kateinohi.html>

**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、  
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ  
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課  
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225